

参考資料

空家等対策の推進に関する特別措置法	1
下関市空家等対策の推進に関する条例	20
下関市空家等対策の推進に関する規則	23
管理不全空家等判断基準表	70
特定空家等判断基準表	72
総務省住宅・土地統計調査	74

○空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成二十六年十一月二十七日)

(法律第百二十七号)

第百八十七回臨時国会

第二次安倍内閣

空家等対策の推進に関する特別措置法をここに公布する。

空家等対策の推進に関する特別措置法

目次

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 空家等の調査（第九条—第十一条）

第三章 空家等の適切な管理に係る措置（第十二条—第十四条）

第四章 空家等の活用に係る措置（第十五条—第二十一条）

第五章 特定空家等に対する措置（第二十二条）

第六章 空家等管理活用支援法人（第二十三条—第二十八条）

第七章 雑則（第二十九条）

第八章 罰則（第三十条）

附則

第一章 総則

（令五法五〇・章名追加）

（目的）

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物

であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。第十四条第二項において同じ。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

- 2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(令五法五〇・一部改正)

(国の責務)

第三条 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 国は、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。
- 3 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(令五法五〇・全改)

(地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

- 2 都道府県は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(令五法五〇・全改)

(空家等の所有者等の責務)

第五条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めな

ればならない。

(令五法五〇・追加)

(基本指針)

第六条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項
- 四 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令五法五〇・旧第五条線下・一部改正)

(空家等対策計画)

第七条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置（第二十二條第一項の規定による助言若しくは指

導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項から第十一項までの規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 前項第五号に掲げる事項には、次に掲げる区域内の区域であって、当該区域内の空家等の数及びその分布の状況、その活用の状況その他の状況からみて当該区域における経済的社会的活動の促進のために当該区域内の空家等及び空家等の跡地の活用が必要となると認められる区域（以下「空家等活用促進区域」という。）並びに当該空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るための指針（以下「空家等活用促進指針」という。）に関する事項を定めることができる。

一 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二条に規定する中心市街地

二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第八号に規定する地域再生拠点

三 地域再生法第五条第四項第十一号に規定する地域住宅団地再生区域

四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第二条第二項に規定する重点区域

五 前各号に掲げるもののほか、市町村における経済的社会的活動の拠点としての機能を有する区域として国土交通省令・総務省令で定める区域

4 空家等活用促進指針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項

二 空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のために活用することが必要な空家等の種類及び当該空家等について誘導すべき用途（第十六条第一項及び第十八条において「誘導用途」という。）に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用を通じた経済的社会的活動の促進に関し必要な事項

- 5 空家等活用促進指針には、前項各号に掲げる事項のほか、特例適用建築物（空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この項及び第九項において同じ。）又は空家等の跡地に新築する建築物をいう。次項及び第十項において同じ。）について第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第二項（第一号に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定又は第十七条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十八条第一項から第十三項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第九項において同じ。）の規定のただし書の規定の適用を受けるための要件に関する事項を定めることができる。
- 6 前項の第十七条第一項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十三条第二項の規定の適用を受けるための要件（第九項及び第十七条第一項において「敷地特例適用要件」という。）は、特例適用建築物（その敷地が幅員一・八メートル以上四メートル未満の道（同法第四十三条第一項に規定する道路に該当するものを除く。）に二メートル以上接するものに限る。）について、避難及び通行の安全上支障がなく、かつ、空家等活用促進区域内における経済的社会的活動の促進及び市街地の環境の整備改善に資するものとして国土交通省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
- 7 市町村は、第三項に規定する事項を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 8 市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を除く。）は、第三項に規定する事項を定める場合において、市街化調整区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十八条第一項において同じ。）の区域を含む空家等活用促進区域を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域の区域及び空家等活用促進指針に定める事項について、都道府県知事と協議をしなければならない。
- 9 市町村は、空家等活用促進指針に敷地特例適用要件に関する事項又は第五

項の第十七条第二項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定のただし書の規定の適用を受けるための要件（以下「用途特例適用要件」という。）に関する事項を記載するときは、あらかじめ、当該事項について、当該空家等活用促進区域内の建築物について建築基準法第四十三条第二項第一号の規定による認定又は同法第四十八条第一項から第十三項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第十七条第二項において同じ。）の規定のただし書の規定による許可の権限を有する特定行政庁（同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下この項及び次項において同じ。）と協議をしなければならない。この場合において、用途特例適用要件に関する事項については、当該特定行政庁の同意を得なければならない。

10 前項の規定により用途特例適用要件に関する事項について協議を受けた特定行政庁は、特例適用建築物を用途特例適用要件に適合する用途に供することが空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のためにやむを得ないものであると認めるときは、同項の同意をすることができる。

11 空家等対策計画（第三項に規定する事項が定められたものに限る。第十六条第一項及び第十八条第一項において同じ。）は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

12 市町村は、空家等対策計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

13 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

14 第七項から前項までの規定は、空家等対策計画の変更について準用する。

（令五法五〇・旧第六条線下・一部改正）

（協議会）

第八条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住

民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令五法五〇・旧第七条繰下)

第二章 空家等の調査

(令五法五〇・章名追加)

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第二十二条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(令五法五〇・一部改正)

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(令五法五〇・一部改正)

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下この条、次条及び第十五条において同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(令五法五〇・一部改正)

第三章 空家等の適切な管理に係る措置

(令五法五〇・章名追加)

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)

第十三条 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態であると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等（以下「管理不全空家等」という。）の所有者等に対し、基本指針（第六条第二項第三号に掲げる事項

に係る部分に限る。)に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

(令五法五〇・追加)

(空家等の管理に関する民法の特例)

第十四条 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法(明治二十九年法律第八十九号)第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

- 2 市町村長は、空家等(敷地を除く。)につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の八第一項の規定による命令の請求をすることができる。

- 3 市町村長は、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の九第一項又は第二百六十四条の十四第一項の規定による命令の請求をすることができる。

(令五法五〇・追加)

第四章 空家等の活用に係る措置

(令五法五〇・章名追加)

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十五条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(令五法五〇・旧第十三条線下)

(空家等の活用に関する計画作成市町村の要請等)

第十六条 空家等対策計画作成した市町村(以下「計画作成市町村」という。)の長は、空家等活用促進区域内の空家等(第七条第四項第二号に規定する空家等の種類に該当するものに限る。以下この条において同じ。)について、当該空家等活用促進区域内の経済的社会的活動の促進のために必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、当該空家等について空家等活用促進指針に定められた誘導用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができる。

2 計画作成市町村の長は、前項の規定による要請をした場合において、必要があると認めるときは、その要請を受けた空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(令五法五〇・追加)

(建築基準法の特例)

第十七条 空家等対策計画(敷地特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。)が第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第六項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「、利用者」とあるのは「利用者」と、「適合するもので」とあるのは「適合するもの又は空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十七号)第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第六項に規定する敷地特例適用要件に適合する同項に規定する特例適用建築物で」とする。

2 空家等対策計画(用途特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。)が第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第五項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用については、同条第一項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、」と、「認め、」と

あるのは「認めて許可した場合」と、同条第一項ただし書中「公益上やむを得ない」とあるのは「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第九項に規定する用途特例適用要件（以下この条において「特例適用要件」という。）に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第二項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「公益上やむを得ない」とあるのは「特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第十二項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

（令五法五〇・追加）

（空家等の活用の促進についての配慮）

第十八条 都道府県知事は、第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域（市街化調整区域に該当する区域に限る。）内の空家等に該当する建築物（都市計画法第四条第十項に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。）について、当該建築物を誘導用途に供するため同法第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の許可（いずれも当該建築物の用途の変更に係るものに限る。）を求められたときは、第七条第八項の協議の結果を踏まえ、当該建築物の誘導用途としての活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、国の行政機関の長又は都道府県知事は、同項に規定する空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域内の空家等について、当該空家等を誘導用途に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

（令五法五〇・追加）

（地方住宅供給公社の業務の特例）

第十九条 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二

十四号)第二十一条に規定する業務のほか、空家等活用促進区域内において、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等の活用のために行う改修、当該改修後の空家等の賃貸その他の空家等の活用に関する業務を行うことができる。

2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行う場合における地方住宅供給公社法第四十九条の規定の適用については、同条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第十九条第一項に規定する業務」とする。

（令五法五〇・追加）

（独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務）

第二十条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項に規定する業務のほか、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等活用促進区域内における空家等及び空家等の跡地の活用により地域における経済的社会的活動の促進を図るために必要な調査、調整及び技術の提供の業務を行うことができる。

（令五法五〇・追加）

（独立行政法人住宅金融支援機構の行う援助）

第二十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項に規定する業務のほか、市町村又は第二十三条第一項に規定する空家等管理活用支援法人からの委託に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

（令五法五〇・追加）

第五章 特定空家等に対する措置

（令五法五〇・章名追加）

第二十二条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等につい

- ては、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
 - 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
 - 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
 - 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
 - 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
 - 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
 - 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
 - 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないと

き又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）を確知することができないとき（過失がなく第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第三項から第八項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。
- 12 前二項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。
- 13 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 14 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

- 15 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 16 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 17 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（令五法五〇・旧第十四条線下・一部改正）

第六章 空家等管理活用支援法人

（令五法五〇・追加）

（空家等管理活用支援法人の指定）

第二十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。
- 3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（令五法五〇・追加）

（支援法人の業務）

第二十四条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- 二 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う

- 改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- 三 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
 - 四 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
 - 五 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

(令五法五〇・追加)

(監督等)

第二十五条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第二十三条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(令五法五〇・追加)

(情報の提供等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

2 市町村長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報（以下この項及び次項において「所有者等関連情報」という。）の提供の求めがあったときは、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。

3 前項の場合において、市町村長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供するときは、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて本人（当該所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同

意を得なければならない。

4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

(令五法五〇・追加)

(支援法人による空家等対策計画の作成等の提案)

第二十七条 支援法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、市町村に対し、国土交通省令・総務省令で定めるところにより、空家等対策計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本指針に即して、当該提案に係る空家等対策計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき空家等対策計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合において、空家等対策計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(令五法五〇・追加)

(市町村長への要請)

第二十八条 支援法人は、空家等、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、第十四条各項の規定による請求をするよう要請することができる。

2 市町村長は、前項の規定による要請があった場合において、必要があると認めるときは、第十四条各項の規定による請求をするものとする。

3 市町村長は、第一項の規定による要請があった場合において、第十四条各項の規定による請求をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした支援法人に通知するものとする。

(令五法五〇・追加)

第七章 雑則

(令五法五〇・章名追加)

第二十九条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(令五法五〇・旧第十五条線下・一部改正)

第八章 罰則

(令五法五〇・章名追加)

第三十条 第二十二條第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

(令五法五〇・旧第十六条線下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第五〇号で、本文に係る部分は、平成二七年二月二六日から、ただし書に係る部分は、平成二七年五月二六日から施行)

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(令和五年政令第三三一号で令和五年一二月一三日から施行)

(経過措置)

第二条 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法（以下この条において「新法」という。）第七条第八項及び第十八条第一項の規定の適用については、新法第七条第八項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

2 新法第二十二条第十項及び第十二項（同条第十項に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び附則第六条において「施行日」という。）以後に新法第二十二条第十項後段の規定による公告を行う場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の空家等対策の推進に関する特別措置法（次項において「旧法」という。）第十四条第十項後段の規定による公告を行った場合については、なお従前の例による。

3 新法第二十二条第十一項及び第十二項（同条第十一項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同条第二項の規定による勧告を行う場合について適用し、施行日前に旧法第十四条第二項の規定による勧告を行った場合については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○下関市空家等対策の推進に関する条例

平成27年6月25日

条例第47号

下関市空き家の適正管理に関する条例（平成24年条例第82号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市の空家等対策の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 管理不適切空家等 法第5条の規定による適切な管理が実施されておらず、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等（管理不全空家等又は特定空家等に該当するものを含む。）をいう。

(2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

（市民等の役割）

第3条 市民等は、管理不適切空家等があると認めるときは、市にその情報を提供しよう努めるものとする。

（外観調査）

第4条 市長は、法第9条の規定による立入調査等のほか、市の空家等対策の推進に関し必要な調査として、空家等（特定空家等と認められる空家等を除く。以下この項において同じ。）の外観の状況を把握するために、当該職員に建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であると認められるものの敷地に立ち入らせ、空家等の外観の調査（以下「外観調査」という。）を行わせることができる。

2 外観調査をしようとする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関

係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 外観調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(情報の提供等)

第5条 市長は、前条又は法第9条の規定により空家等を調査した場合において、当該空家等が管理不適切空家等(特定空家等に該当するものを除く。以下この条において同じ。)であると認めるときは、当該管理不適切空家等の所有者等又はその関係人に対し、空家等の適切な管理を促進するための情報の提供又は助言を行うよう努めるものとする。

(緊急安全措置)

第6条 市長は、空家等の状態が、市民等の生命、身体若しくは財産に危害若しくは悪影響を及ぼし、又はそのおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、直ちにそれを回避するために必要な最低限度の措置を講ずることができる。

(協議会)

第7条 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、法第8条第1項の規定により、下関市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(警察署その他の関係機関との連携)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に第4条並びに法第9条、第13条及び第22条の規定により市長が行う措置に関する情報を提供し、当該空家等について適切な管理が実施されていない状態を解消するために必要な協力を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の下関市空き家の適正管理に関する条例第7条の規定による提供及び第8条の規定による調査により収集した情報は、法及びこの条例の施行に必要な範囲で収集した情報とみなし、なお、利用することができる。

附 則（平成29年6月30日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月28日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年7月3日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

○下関市空家等対策の推進に関する規則

平成27年6月25日

規則第47号

下関市空き家の適正管理に関する条例施行規則（平成25年規則第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び下関市空家等対策の推進に関する条例（平成27年条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（情報提供）

第2条 市民等は、条例第3条の規定により、管理不適切空家等に係る情報を提供するときは、管理不適切空家等情報提供書（様式第1号）を市長に提出する方法その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 市長は、前項の規定により情報の提供を受けたときは、当該情報の提供を受けた管理不適切空家等に関し、管理不適切空家等管理台帳（様式第2号）を作成するものとする。

（立入調査及び外観調査）

第3条 法第9条第2項の規定による立入調査は、空家等が特定空家等であるか否かを判断する基礎となる項目を定め、当該項目ごとにその程度を判定し、又は特定空家等に対する除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るための必要な措置を調査するものとする。

2 法第9条第2項の規定による報告は、空家等に係る事項に関する報告徴収書（様式第2号の2）及び空家等に係る事項に関する報告書（様式第2号の3）により行うものとする。

3 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第3号）により行うものとする。

4 条例第4条第1項の空家等の外観の調査は、空家等が管理不全空家等であるか否かを判断する基礎となる項目並びに当該空家等の管理状況及び周辺的生活環境へ及ぼす影響に係る項目を定め、当該項目ごとにその状況を調査す

るものとする。

5 法第9条第4項の証明書は、立入調査員証（様式第4号）とし、条例第4条第2項の証明書は、外観調査員証（様式第5号）とする。

（管理不全空家等の通知）

第3条の2 市長は、空家等が管理不全空家等であると認めるときは、当該管理不全空家等の所在及び状態、周辺の生活環境への影響並びに当該管理不全空家等の所有者等（所有者又は管理者をいう。以下同じ。）であることを、管理不全空家等該当通知書（様式第5号の2）により当該管理不全空家等の所有者等に対し通知するものとする。ただし、過失がなくて当該所有者等を確知することができないときは、この限りでない。

2 前項の規定による通知を行った場合において、市長は、当該管理不全空家等の所有者等が除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講じたことにより当該管理不全空家等の状態が改善され、管理不全空家等でなくなったと認めるときは、遅滞なくその旨を、管理不全空家等状態改善通知書（様式第5号の3）により当該所有者等に対し通知するものとする。

（特定空家等の通知）

第4条 市長は、空家等が特定空家等であると認めるときは、当該特定空家等の所在及び状態、周辺の生活環境への影響並びに当該特定空家等の所有者等であることを、特定空家等該当通知書（様式第6号）により当該特定空家等の所有者等に対し通知するものとする。ただし、過失がなくて当該所有者等を確知することができないときは、この限りでない。

2 前項の規定による通知を行った場合において、市長は、当該特定空家等の所有者等が除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講じたことにより当該特定空家等の状態が改善され、特定空家等でなくなったと認めるときは、遅滞なくその旨を、特定空家等状態改善通知書（様式第7号）により当該所有者等に対し通知するものとする。

（助言又は指導）

第5条 法第12条及び第22条第1項並びに条例第5条の助言（以下「助言」という。）は、原則として口頭により行うものとする。

2 法第13条第1項の指導は、助言を行った場合で管理不全空家等の状態に改善が認められないとき、又は助言ができないときに、指導書（管理不全空家等）（様式第7号の2）により行うものとする。

3 法第22条第1項の指導は、助言を行った場合で特定空家等の状態に改善が認められないとき、又は助言ができないときに、指導書（特定空家等）（様式第8号）により行うものとする。

（勧告）

第6条 法第13条第2項の規定による勧告は、勧告書（管理不全空家等）（様式第8号の2）により行うものとする。

2 市長は、法第22条第2項の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめ条例第7条第1項の下関市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 法第22条第2項の規定による勧告は、勧告書（特定空家等）（様式第9号）により行うものとする。

（命令）

第7条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書（様式第10号）により行うものとする。

2 法第22条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書（様式第11号）とする。

3 前項の通知書を交付されて意見書及び自己に有利な証拠を提出しようとする者又はその代理人（代理人である資格を書面により証する者に限る。）は、当該通知書の交付を受けた日から14日以内に、命令に係る事前の通知に対する意見書（様式第12号）により意見書及び自己に有利な証拠を提出するものとする。ただし、法第22条第5項の規定により意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書（様式第13号）により請求する場合は、この限りでない。

4 法第22条第7項の規定による通知は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書（様式第14号）により行うものとし、同項の規定による公告は、下関市告示等に関する規則（平成21年規則第64号）に規定する公示の方法及び市のホームページへの掲載により行うものとする。

5 法第22条第13項の標識は、標識（様式第15号）により行うものとし、同項の国土交通省令・総務省令に規定するその他の適切な方法は、下関市告示等に関する規則の規定により行う公示の方法とする。

（代執行）

第8条 市長は、法第22条第9項に規定する代執行（以下「代執行」という。）

をしようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴かなければならない。

2 代執行を行う場合の行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第16号）により行うものとする。

3 市長は、前項の戒告書を受けた者が指定の期限までにその義務を履行しない場合で、再度の戒告を行わないときは、代執行をなすべき時期等を代執行令書（様式第17号）により同項の戒告書を受けた者に通知するものとする。

4 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき執行責任者証（様式第18号）を携帯し、関係人の要求があるときは、いつでもこれを提示しなければならない。

5 非常の場合又は危険切迫の場合において、法第22条第3項の規定による命令に係る措置の内容の急速な実施について緊急の必要があり、第2項及び第3項に規定する手続をとる暇がないときは、行政代執行法第3条第3項の規定により、その手続を経ないで代執行をすることができる。

（略式代執行）

第9条 市長は、法第22条第10項の規定により措置をしようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴かなければならない。

2 法第22条第10項の規定による公告は、下関市告示等に関する規則に規定する公示の方法及び市のホームページへの掲載により行うほか、その公示及び掲載をした旨を官報に掲載するものとする。

（緊急安全措置）

第9条の2 条例第6条の最低限度の措置は、次に掲げるものとする。

(1) 飛散し、又はそのおそれがある部材等の除去又は固定

(2) 開放されている門扉、窓その他の開口部の閉鎖

(3) 前2号に掲げるもののほか、これらと同程度の措置で市長が必要と認めるもの

(協議会の組織)

第10条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、市長のほか、地域住民、市議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命した者とする。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長を定めるための会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 会議は、原則として公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(守秘義務)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第13条 協議会の庶務は、建設部住宅政策課において処理する。

(支援法人の指定等)

第14条 法第23条第1項の規定による指定の申請は、空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第19号）に、当該申請をしようとする法人に係る次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に掲げる業務に関する計画書
- (9) 市税の滞納がないことを証する書類
- (10) その他法第24条各号に掲げる業務に関し参考となる書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは法第23条第1項の規定による指定をする旨を、不適当であると認めるときは同項の規定による指定をしない旨を、当該申請を行った法人に対し書面で通知するものとする。

3 法第23条第3項の規定による届出は、名称等変更届出書（様式第20号）により行うものとする。

4 法第23条第2項及び第4項の規定による公示は、下関市告示等に関する規則に規定する公示の方法及び市のホームページへの掲載により行うものとする。

（支援法人の監督）

第15条 法第25条第1項の規定による報告は、業務実施状況報告書（様式第21号）により行うものとする。

2 法第25条第2項の規定による命令は、業務改善命令書（様式第22号）により行うものとする。

（指定の取消）

第16条 法第25条第3項の規定による指定の取消は、空家等管理活用支援法人指名取消通知書（様式第23号）により行うものとする。

2 法第25条第4項の規定による公示については、第14条第4項の規定を準用する。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第37号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日規則第60号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年7月3日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

管理不適切空家等情報提供書

年 月 日

（宛先） 下関市長

住所

氏名

電話番号

次のとおり、管理不適切空家等に関する情報を提供します。

空家等の所在地	
空家等の所有者等	建築物等：
	その敷地：
空家等となった時期	年 月頃
空家等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている状況（管理の状況）：	

様式第2号（第2条関係）

管理不適切空家等管理台帳

受付番号		情報受付日	年 月 日
所在地	下関市		
所有者等	フリガナ		電話
	氏名		
	住所		
空家等の概要	用途	専用住宅・共同住宅・店舗兼住宅・店舗 その他（ ）	
	構造	木造・軽量鉄骨造・鉄骨造・RC・その他（ ）	
	階数	平屋・（ ）階建	
空家等の状態	特定空家等以外		
	特定空家等	<ul style="list-style-type: none"> ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態 ・そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態 ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態 ・その他周辺の生活環境を保全するために放置することが不適切である状態 	
助言等の状況	年月日	実施内容	
	年 月 日	法第12条又は条例第5条の助言	
	年 月 日	規則第4条第1項の通知（該当通知）	
	年 月 日	規則第5条第1項の通知（該当通知）	
	年 月 日	法第13条第1項の指導	
	年 月 日	法第13条第2項の勧告	
	年 月 日	法第22条第1項の助言	
	年 月 日	法第22条第1項の指導	
	年 月 日	法第22条第2項の勧告	
	年 月 日	法第22条第4項の命令事前通知	
	年 月 日	法第22条第3項の命令	
	年 月 日	規則第4条第2項の通知（改善通知）	
年 月 日	規則第5条第2項の通知（改善通知）		
備考			

様式第2号の2（第3条関係）

第 年 月 日 号

様

下関市長

印

空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなた（相続人である場合を含みます。）が所有し、又は管理する下記の空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要なため、下記のとおり法第9条第2項の規定に基づき当該空家等について報告を求めます。

記

- 1 対象となる空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 報告を求める内容
- 3 報告の提出先
下関市長
（担当： 部 課）
下関市南部町1番1号
連絡先：
※様式第4号の報告書により、書面で提出すること。
- 4 報告の期限 年 月 日

備考

- 1 上記4の期限までに上記3の者まで報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられます。
- 2 当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第22条第1項から第3項までの規定に基づき、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行うことがあります。
- 3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、下関市長に対し審査請求をすることができます。
- 4 この処分については、上記3の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、下関市を被告として（訴訟において下関市を代表する者は下関市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記3の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 5 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第2号の3（第3条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

提出者 住所

氏名

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第9条第2項に基づき、年 月 日 第 号により報告を求められた空家等について、下記のとおり報告します。

記

1 対象となる空家等

所在地

用途

所有者の住所及び氏名

2 報告事項

（何をいつまでにどのようにするのか、具体的に記載）

（特定空家等の状態を改善するために講じた措置がある場合には、措置の内容を具体的に記載）

3 添付書類

（所有者の意向が確認できる書類や、措置を講じたことが分かる書類）

- ・ 上記2及び3について、虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられます。

様式第3号（第3条関係）

立入調査実施通知書

第 号
年 月 日

様

下関市長

印

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第5条の規定により、空家等（居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物等及びその敷地をいいます。）の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとされています。

あなた（相続人である場合を含みます。）が所有し、又は管理する下記の空家等については、法第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要なため、下記のとおり法第9条第2項の規定により立ち入って調査を行いますので、同条第3項の規定により通知します。

については、所有者等の立会いが可能な場合は、本通知が到達した日の翌日から起算して5日以内に下記まで連絡してください。

なお、空家等の所有等又は状態が下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置をされている場合は、下記まで連絡してください。

記

1 空家等の住所及び所在地	(住 所) 下関市 (所在地) 下関市
2 空家等の状態 (立入調査の理由)	
3 立入調査日	本通知が到達した日の翌日から起算して5日を超えた日（立会いが可能な場合は市と協議して定めた日）
4 立入職員の所属及び連絡先	

※ この通知による法第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられます。

様式第4号（第3条関係）

(表)

91mm

<p style="text-align: center;">立 入 調 査 員 証</p> <p style="text-align: center;">所 属 氏 名 生年月日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"><div style="border: 1px dashed black; width: 60px; height: 60px; text-align: center; padding: 5px;">(写真)</div><div style="text-align: center;"><p>上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査に従事する職員であることを証明する。</p></div></div> <p style="text-align: center;">年 月 日 (年 月 日まで有効)</p> <p style="text-align: center;">下関市長 印</p>	55mm
--	------

(裏)

<p>空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋） (立入調査等) 第9条 略</p> <p>2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。</p> <p>3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
--

様式第5号（第3条関係）

(表)

91mm

(写真)	外 観 調 査 員 証 所 属 氏 名 生年月日 上記の者は、下関市空家等対策の推進に関する条例第4条第1項の規定に基づく外観調査に従事する職員であることを証明する。 年 月 日 (年 月 日まで有効) 下関市長 印
------	--

55mm

(裏)

下関市空家等対策の推進に関する条例（抜粋）
（外観調査）

第4条 市長は、法第9条の規定による立入調査等のほか、市の空家等対策の推進に関し必要な調査として、空家等（特定空家等と認められる空家等を除く。以下この項において同じ。）の外観の状況を把握するために、当該職員に建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であると認められるものの敷地に立ち入らせ、空家等の外観の調査（以下「外観調査」という。）を行わせることができる。

2 外観調査をしようとする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 外観調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第5号の2（第3条の2関係）

管理不全空家等該当通知書

第 号
年 月 日

様

下関市長



あなた（相続人である場合を含みます。）が所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第13条第1項の管理不全空家等に該当すると認められますので、その旨を通知します。

空家等の状態が改善されない場合は、法第13条第1項の指導を行うことになります。改善方法等について情報の提供、助言等が必要な場合は、下記まで連絡してください。

なお、所有者等については、法に基づき市で調査いたしましたが、あなた（複数の方が所有者等となる場合があります。）が所有し、又は管理していない場合は、下記までご連絡いただくとともに、その旨を証する書類の写しをご提出ください。連絡及び書類の写しの提出がない場合は、あなた（複数の方が所有者等となる場合があります。）を所有者等とし、情報の提供、助言等を行います。

また、空家等の状態が下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置をし、状態が改善された場合は、下記まで連絡してください。

記

1 空家等の住所及び所在地	(住 所) 下関市 (所在地) 下関市
2 空家等の状態 (管理不全空家等と認められる理由)	

3 所有者 等の氏名 及び住所	建築物等	
	その敷地	
4 所有者等と判断した理由	(1) 不動産登記情報による登記名義人 (2) 前号の相続人 (3) その他 ()	
5 担当及び連絡先		

様式第5号の3（第3条の2関係）

管理不全空家等状態改善通知書

第 号
年 月 日

様

下関市長



あなた（相続人である場合を含みます。）が所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等の状態が改善され、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第13条第1項の管理不全空家等でなくなったと認められますので、その旨を通知します。

引き続き、法に基づき適切に管理していただきますよう、お願いいたします。

記

1 空家等の住所及び所在地	(住 所) 下関市 (所在地) 下関市
2 管理不全空家等でなくなったと認められた日	年 月 日
3 管理不全空家等でなくなったと認められる理由	
4 担当及び連絡先	

様式第6号（第4条関係）

特定空家等該当通知書

第 号
年 月 日

様

下関市長



あなた（相続人である場合を含みます。）が所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項の特定空家等に該当すると認められますので、その旨を通知します。

空家等の状態が改善されない場合は、法第22条第1項の助言又は指導を行うこととなります。改善方法等について情報の提供等が必要な場合は、下記まで連絡してください。

なお、所有者等については、法に基づき市で調査いたしましたが、あなた（複数の方が所有者等となる場合があります。）が所有し、又は管理していない場合は、下記までにご連絡いただくとともに、その旨を証する書類の写しをご提出ください。連絡及び書類の写しの提出がない場合は、あなた（複数の方が所有者等となる場合があります。）を所有者等とし、情報の提供、助言等を行います。

また、空家等の状態が下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置をされている場合は、下記まで連絡してください。

記

1 空家等の住所及び所在地	(住 所) 下関市 (所在地) 下関市
2 空家等の状態 (特定空家等と認められる理由)	

3 所有者等の 氏名及び住所	建築物等	
	その敷地	
4 所有者等と判断 した理由	(1) 不動産登記情報による登記名義人 (2) 前号の相続人 (3) その他 ()	
5 担当及び連絡先		

様式第7号（第4条関係）

特定空家等状態改善通知書

第 号
年 月 日

様

下関市長



あなた（相続人である場合を含みます。）が所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等の状態が改善され、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項の特定空家等でなくなったと認められますので、その旨を通知します。

引き続き、法に基づき適切に管理していただきますよう、お願いいたします。

記

1 空家等の住所及び所在地	(住 所) 下関市 (所在地) 下関市
2 特定空家等でなくなったと認めた日	年 月 日
3 特定空家等でなくなったと認められる理由	
4 担当及び連絡先	

様式第7号の2（第5条関係）

指導書（管理不全空家等）

第 号
年 月 日

様

下関市長



あなた（相続人である場合を含みます。）が所有し、又は管理する下記の管理不全空家等については、管理不全空家等の状態が改善されていないため、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項に定める特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第1項の規定に基づき指導します。

また、本通知により指導をしたにもかかわらず、当該管理不全空家等の状態が改善されないと認められるときは、法第13条第2項の規定により勧告を行うことがあります。当該勧告をした場合は、管理不全空家等の敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、当該勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなりますので、申し添えます。

なお、履行期限までに措置を行った場合は、下記担当まで連絡してください。

記

1 管理不全空家等の住所及び所在地	(住 所) 下関市 (所在地) 下関市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 管理不全空家等の状態	

4 指導事項	
5 履行期限	年 月 日
6 指導の責任者等 及び連絡先	責任者 担当 連絡先

様式第8号（第5条関係）

指 導 書 （ 特 定 空 家 等 ）

第 号
年 月 日

様

下関市長



あなた（相続人である場合を含みます。）が所有し、又は管理する下記の特定空家等については、特定空家等の状態が改善されていないため、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第22条第1項の規定に基づき指導します。

また、本通知により指導をしたにもかかわらず、当該特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、法第22条第2項の規定により勧告を行うことがあります。当該勧告をした場合は、特定空家等の敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、当該勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなりますので、申し添えます。

なお、履行期限までに措置を行った場合は、下記担当まで連絡してください。

記

1 特定空家等の住所及び所在地	(住 所) 下関市 (所在地) 下関市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 特定空家等の状態	
4 指導事項	
5 履行期限	年 月 日
6 指導の責任者等及び連絡先	責任者 担当 連絡先

様式第8号の2（第6条関係）

勧告書（管理不全空家等）

第 号
年 月 日

様

下関市長



あなた（相続人である場合を含みます。）が所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、同項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の指導書により必要な措置をとるよう指導をしてきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

ついでには、当該管理不全空家等が法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当することを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1 管理不全空家等の住所及び所在地	(住 所) 下関市 (所在地) 下関市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 勧告に係る措置の内容	
4 勧告に至った事由	
5 措置の期限	年 月 日
6 勧告の責任者等及び連絡先	責任者 担当 連絡先

備考

- 1 上記3の措置を実施した場合は、遅滞なく上記6の者まで報告をすること。
- 2 上記1の管理不全空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地は、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 3 上記3の措置が実施されず、法第2条第2項に定める「特定空家等」となった場合、必要に応じて、法第22条に基づき、必要な措置をとることとなります。

様式第9号（第6条関係）

勸告書（特定空家等）

第 号
年 月 日

様

下関市長

印

あなた（相続人である場合を含みます。）が所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項の特定空家等に該当すると認められたため、法第22条第1項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の指導書により対策をとるよう指導をしてきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第2項の規定に基づき勸告します。

記

1 特定空家等の住所及び所在地	(住 所) 下関市 (所在地) 下関市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 勸告に係る措置の内容	
4 勸告に至った事由	
5 措置の期限	年 月 日
6 勸告の責任者等及び連絡先	責任者 担当 連絡先

備考

- 1 上記5の期限までに上記3の措置を実施した場合は、遅滞なく上記6の者まで報告をすること。
- 2 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記3の措置をとらなかった場合は、法第22条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 上記1の特定空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勸告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 4 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置を実施することがあります。

様式第10号（第7条関係）

命 令 書

第 号
年 月 日

様

下関市長



あなた（相続人である場合を含みます。）が所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項の特定空家等に該当すると認められたため、法第22条第2項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の勧告をし、また、法第22条第4項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書により命令を行う旨の事前通知をしましたが、現在に至っても通知した措置がなされていませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを、法第22条第3項の規定に基づき命令します。

記

1 特定空家等の住所及び所在地	(住 所) 下関市 (所在地) 下関市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命令に係る事前の通知に対する意見等の有無	有 ・ 無
4 命令に係る措置の内容	
5 命ずるに至った事由	
6 措置の期限	年 月 日

7 命令の責任者等及び連絡先	責任者 担当 連絡先
----------------	------------------

備考

- 1 措置の期限までに、命令に係る措置の内容を実施した場合は、遅滞なく担当まで報告をすること。
- 2 本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 措置の期限までに、措置の内容を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- 4 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、下関市長に対して審査請求をすることができます。
- 5 この処分については、上記4の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、下関市を被告として(訴訟において下関市を代表する者は下関市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記4の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 6 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 1 1 号（第 7 条関係）

命令に係る事前の通知書

第 号
年 月 日

様

下関市長



あなた（相続人である場合を含みます。）が所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」といいます。）第 2 条第 2 項の特定空家等に該当すると認められたため、法第 2 2 条第 2 項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第 2 2 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第 2 2 条第 4 項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第 5 項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から 5 日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1 特定空家等の住所及び所在地	(住 所) 下関市 (所在地) 下関市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命じようとする措置の内容	
4 命ずるに至った事由	
5 意見書の提出期限	年 月 日

6 意見書の提出及び 公開による意見の聴 取の請求先	送付先 担 当 連絡先
----------------------------------	-------------------

※ 命じようする措置の内容を実施した場合は、遅滞なく担当まで報告をすること。

様式第12号（第7条関係）

命令に係る事前の通知に対する意見書

年 月 日

（宛先） 下関市長

提出者 住所

氏名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の
氏名）

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対
して、下記のとおり意見及び自己に有利な証拠を提出します。

記

1 特定空家等の住所 及び所在地	（住 所） 下関市 （所在地） 下関市
2 所有者等の住所及 び氏名	
3 命令に係る事前の 通知に対する意見	
4 自己に有利な証拠 の提出の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付してください。
- 3 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

様式第13号（第7条関係）

命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書

年 月 日

（宛先）下関市長

提出者 住所

氏名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の
氏名）

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、下記のとおり意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

記

1 特定空家等の住所及び所在地	（住 所）下関市 （所在地）下関市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 意見の聴取に出席しようとする者の氏名、住所及び連絡先	

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 代理人が意見の聴取に出席する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

様式第14号（第7条関係）

命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書

第 号
年 月 日

様

下関市長



年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して 年 月 日付け命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書の提出がありましたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第22条第6項の規定により、下記のとおり公開による意見の聴取を行うため出頭を求めますので、法第22条第7項の規定によりその旨を通知します。なお、同項の規定により公告していることを申し添えます。

また、法第22条第8項の規定により、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1 特定空家等の住所及び所在地	(住 所) 下関市 (所在地) 下関市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命じようとする措置の内容	
4 聴取の期日及び場所	

様式第15号（第7条関係）

標 識

下記の特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項の規定に基づき措置をとることを、
年 月 日付け 第 号の命令書により、命ぜられています。

記

1 特定空家等の住所及び所在地	(住 所) 下関市 (所在地) 下関市
2 命令に係る措置の内容	
3 命ずるに至った事由	
4 措置の期限	年 月 日
5 命令の責任者等及び連絡先	責任者 担当 連絡先

様式第16号（第8条関係）

戒 告 書

第 号
年 月 日

様

下関市長



あなた（相続人である場合を含みます。）が所有し、又は管理する下記の特
定空家等に対し、 年 月 日付け 第 号の命令書により措
置をとるよう命じました。この命令を下記の履行期限までに履行しないときは、
空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9
項の規定に基づき、下記の特
定空家等に対する措置を執行いたしますので、行政代
執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨を戒告しま
す。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあ
なたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について
損害が生じても、市は、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 特定空家等の住所 及び所在地	(住 所) 下関市 (所在地) 下関市 (用 途) (構 造) (規 模)
2 所有者等の住所及 び氏名	
3 命令に係る措置の 内容	

4 履行期限	年 月 日
5 担当課及び連絡先	担当課 連絡先

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、下関市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、下関市を被告として（訴訟において下関市を代表する者は下関市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第17号（第8条関係）

代 執 行 令 書

第 号
年 月 日

様

下関市長



あなた（相続人である場合を含みます。）が所有し、又は管理する下記の特
定空家等に対し、 年 月 日付け 第 号の戒告書により措
置をとるよう戒告しましたが、履行期限までに義務が履行されませんでしたの
で、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条
第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭
和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあ
なたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について
損害が生じても、市は、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 特定空家等の住所 及び所在地	(住 所) 下関市 (所在地) 下関市 (用 途) (構 造) (規 模)
2 所有者等の住所及 び氏名	
3 代執行に係る措置 の内容	

4 代執行の時期	年 月 日から 年 月 日まで
5 執行責任者	担当課 連絡先
6 代執行に要する費用の概算見積額	約 円

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、下関市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、下関市を被告として（訴訟において下関市を代表する者は下関市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第18号（第8条関係）

（表）

91mm

(写真)	<p>執行責任者証</p> <p>所属 氏名 生年月日</p> <p>上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>下関市長</p>	印	
------	---	---	--

55mm

1. 代執行令書（ 年 月 日付け 第号）
記載の特定空家等に対する措置

2. 代執行をなすべき時期
年 月 日から 年 月 日まで

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）
（特定空家等に対する措置）
第22条 略
2～8 略
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
10～17 略

行政代執行法（抜粋）
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様式第 19 号（第 14 条関係）

空家等管理活用支援法人指定申請書

年 月 日

（宛先） 下関市長

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定を受けたいので、下記の書類を添えて、申請します。

記

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- 8 法第24条各号に掲げる業務に関する計画書
- 9 市税の滞納がないことを証する書類
- 10 その他法第24条各号に掲げる業務に関し参考となる書類

以 上

様式第 20 号（第 14 条関係）

名称等変更届出書

年 月 日

（宛先） 下関市長

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定に係る申請の内容について、次のとおり変更しましたので、同条第3項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称又は商号 <input type="checkbox"/> 法人の住所 <input type="checkbox"/> 法人の事務所又は営業所の所在地 <input type="checkbox"/> その他	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※1 変更する事項の欄は、該当する□にレ印を記入してください。

※2 変更の内容の欄又は変更の理由の欄に記入すべき事項が入らない場合は、「別紙のとおり」と記入した上で、当該内容又は理由が分かる別紙を添付してください。

様式第 21 号（第 15 条関係）

業務実施状況報告書

年 月 日

（宛先） 下関市長

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

連絡先

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第25条第1項の規定により、空家等管理活用支援法人の業務の実施状況について次のとおり報告します。

1 報告を求められた事項

2 業務実施状況

※1 報告の内容に関する必要な書類を添付してください。

※2 報告内容に疑義等がある場合には、別途補足説明を求めることがあります。

様式第 22 号（第 15 条関係）

業務改善命令書

第 年 月 日 号

様

下関市長



空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第23条第1項の規定による空き家等管理活用支援法人の指定を行いました。法第24条各号に掲げる業務について、適切かつ確実に業務を行っていないと認められることから、その改善のため以下のとおり必要な措置を講ずるよう、法第25条第2項の規定に基づき命令します。

なお、この命令に反した場合、法第25条第3項の規定により、空家等管理活用支援法人の指定を取り消すことがあります。

1 命令の内容

2 命令に至った理由

3 改善の報告方法

※1 改善の報告をする際は、その内容に関する必要な書類を添付してください。

※2 報告内容に疑義等がある場合には、別途補足説明を求められます。

4 改善の報告の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

(2) 提出先

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、下関市長に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、下関市を被告として（訴訟において下関市を代表する者は下関市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 23 号（第 16 条関係）

空家等管理活用支援法人指名取消通知書

第 号
年 月 日

様

下関市長



下記の理由により、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定を、同法第25条第3項の規定に基づき取り消します。

記

指定取消年月日	年 月 日
指定取消しの理由	

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、下関市長に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、下関市を被告として（訴訟において下関市を代表する者は下関市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

管理不全空家等判断基準表(保安上危険)

区分	状況	場所	判断基準				条件		管理不全空家等判定
			その他の管理不適切空家	該当	管理不全空家等	該当	管理不全空家	該当	
1 保安上危険	建物等の倒壊	建築物	・屋根の一部変形		・屋根全体が変形		・周囲(道、水路を含む隣地で、森林を除く)に影響があるもの		<input type="checkbox"/>
			・外装材の一部剥落・脱落		・外装材全体が剥落・脱落			<input type="checkbox"/>	
			・雨水侵入の痕跡(一部)		・全体に雨水侵入の痕跡			<input type="checkbox"/>	
			・基礎の一部に(破損・蟻害)		・基礎全体が(破損・蟻害)			<input type="checkbox"/>	
			・柱の一部に(破損・蟻害)		・全体の柱が(破損・蟻害)			<input type="checkbox"/>	
			・はりの一部に(破損・蟻害)		・全体のはり(破損・蟻害)			<input type="checkbox"/>	
		門・塀・屋外階段等	・門の一部に(破損・蟻害)		・門全体が(破損・蟻害)			<input type="checkbox"/>	
			・屋外階段の一部に(破損・蟻害)		・屋外階段全体が(破損・蟻害)			<input type="checkbox"/>	
			・塀の一部に(破損・蟻害)		・塀全体が(破損・蟻害)			<input type="checkbox"/>	
			・腐朽した立木の放置		・腐朽等により立木の傾斜がみられる			・周囲(道、水路を含む隣地で、森林を除く)に影響があるもの ・立木は2.5m以上	<input type="checkbox"/>
	・腐朽した立木の幹の放置		・腐朽等により幹の落下がみられる		<input type="checkbox"/>				
	その他	()							
	擁壁の崩壊	擁壁	・一部にひび割れ(0.3mm以上)		・全体にひび割れ		・周囲(道、水路を含む隣地で、森林を除く)に影響があるもの ・石積、自然法面を含む		<input type="checkbox"/>
			・法面の浸食		・法面の崩落、土砂の流出			<input type="checkbox"/>	
			・一部に水のしみ出し		・全体に水のしみ出し			<input type="checkbox"/>	
・一部の水抜き穴の排水不良				・全体に水抜き穴の排水不良		<input type="checkbox"/>			
その他		()							
部材等の落下	建築物上部の部材(落下の恐れ) ※建築物上部の部材は、地面に接していないものとする	・屋根ふき材の一部が破損		・屋根ふき材の全体が破損		・周囲(道、水路を含む隣地で、森林を除く)に影響があるもの		<input type="checkbox"/>	
		・外壁の外装材の一部が破損		・外壁の外装材の全体が破損			<input type="checkbox"/>		
		・手すりの一部が破損		・手すりの全体が破損			<input type="checkbox"/>		
		・看板の一部が破損		・看板の全体が破損			<input type="checkbox"/>		
		・雨樋の一部が破損		・雨樋の全体が破損			<input type="checkbox"/>		
		・屋上水槽の一部が破損		・屋上水槽の全体が破損			<input type="checkbox"/>		
		・設備機器の一部が破損		・設備機器の全体が破損			<input type="checkbox"/>		
	軒・バルコニーその他の突出物	・軒・バルコニー等の一部が破損		・軒・バルコニー等の全体が破損		<input type="checkbox"/>			
その他	()								
部材等の飛散	建築物の部材(飛散の恐れ)	・屋根ふき材の一部が破損		・屋根ふき材の全体が破損		・既に飛散が確認できるものに限る		<input type="checkbox"/>	
		・外装材の一部が破損		・外装材の全体が破損			<input type="checkbox"/>		
		・看板の一部が破損		・看板の全体が破損			<input type="checkbox"/>		
		・雨樋の一部が破損		・雨樋の全体が破損			<input type="checkbox"/>		
	立木の枝	-		・飛散の恐れがある立木の太枝の折れ、腐朽(補強等の対応がなされている場合は除く)		・周囲(道、水路を含む隣地で、森林を除く)に影響があるもの ・立木は2.5m以上		<input type="checkbox"/>	
	ごみ等	・ごみ等の放置		・隣地等に飛散の恐れがあるごみ等の放置			<input type="checkbox"/>		
その他	()								

管理不全空家等判断基準表(衛生上有害等)

区分	原因	状況	判断基準		条件		管理不全空家等判定	
			その他の管理不適切空家等 該当	管理不全空家等 該当	管理不全空家等 該当	管理不全空家等 該当		
1 衛生上有害	石綿	飛散又は暴露している	-	敷地等から吹付け石綿を使用していることが分かるもの	目で見るアスベスト建材(第2版)国土交通省のレベル1に該当するものであること		□	
	汚水等	排水があふれている	敷地内排水が排水溝等からあふれ敷地内に溜まっている	敷地内排水が隣地等に流出している	排水溝や側溝、浄化槽が詰まっていること		□	
	害虫等	ハエ・蚊がいる	敷地内で顔を払う程度飛行している	-	-	空家等が発生元であること		□
		のみがいる	敷地境界付近でのみを確認できること	-	-	空家等に犬、猫等が住みついていること		□
		羽アリ(シロアリ)がいる	空家等に羽アリが群がっている様子が確認できる	-	-	空家等が羽アリの巣であることが確認できること		□
	動物	ねずみ、猫等がいる	姿、フン等が確認できる	姿、フン等が多数確認できる	蜂の巣又は空家等の開口部から出入りする蜂を確認できること	空家等がねずみ、猫等の巣であり、住みついていること		□
2 景観悪化	看板等	看板が汚損又は破損している	破損、落書き、さび等に覆われているが看板等の意図が読み取れるもの	破損、落書き、さび等により看板等の意図が読み取れないもの	看板等が敷地外から見えるものであること		□	
	落書き	空家等が落書きで汚れている	空き家の一部に落書きがある	空き家の全体に落書きがある	落書きが敷地外から見えるものであること		□	
	ごみ等	散乱している	敷地に散乱しているが、敷地外から容易に見ることができない	敷地面積の5割未満に散乱し、敷地外から容易に見ることができる	-	-		□
		山積みされている	敷地に山積みされているが、敷地外から容易に見ることができない	山積みの高さが50cm以上で、敷地外から容易に見ることができる	-	-		□
3 周辺の生活環境の保全への影響	汚水 動物 ごみ等	臭いがする	敷地境界で、無臭・やっと感じできる	敷地境界で、何の臭いかわかる弱い臭い・臭に感知できる臭い	臭いの発生場所を特定できること(汚水、糞尿、ごみ等)		□	
	開口部	窓ガラスが割れて防犯上危険	ガラスが欠損している窓がある	容易に侵入ができる位置にガラスが欠損している窓がある	門扉、塀がなく容易に敷地内に侵入できる空家等であること ヒビのみや板等で塞がれている箇所は除く		□	
		地上階の出入り可能な場所が施錠されていない	-	開いたまま、又は閉められてはいるが施錠されていない	出入り可能な場所まで容易に人の侵入が可能な空家等であること		□	
		門扉等が施錠されていない	施錠されていないが閉められている	破損等により閉めることが困難	-		□	
	立木等(草の繁茂を含む)	蔓等が空家等を覆う	屋根、壁面が敷地外から見える	壁面が敷地外から見えない	周辺が森、林等でないこと		□	
		折れ枝等が道路・敷地外に散乱している	通行可能	容易に通行することが困難	折れ腐朽等の散乱の要因が継続していること		□	
		枝等が歩行部分にはみ出している	歩行に支障がない	歩行に支障があり歩行部分の高さ2.5m以内に50cm以上はみ出している	道路標識、信号にかかっている場合は管理不全空家等とする		□	
		枝等が走行部分にはみ出している	走行に支障がない	走行に支障があり走行部分の高さ3.0m以内に50cm以上はみ出している	道路標識、信号にかかっている場合は管理不全空家等とする		□	
		枝等が敷地外(道路等を除く)にはみ出している	敷地外に50cm未満はみ出している	敷地外に50cm以上はみ出している	隣接建築物等に接触している場合は管理不全空家等とする		□	
	動物	騒音(鳴き声等)がする	不定期に、聞こえる程度以下の音がする	継続して、音が大きく聞こえるが、通常の声で会話ができる程度の音がする	敷地境界で聞こえ、音源を特定できること		□	
	害虫等	ハエ・蚊がいる	ごみ等の付近で顔を払う程度飛行している	-	ごみ等が発生の元であること		□	
	動物等	毛又は羽毛が飛散している	敷地内に散乱している	敷地外に散乱し、毛や羽毛の隣地への侵入が認められる	発生のを特定できること		□	

特定空家等判断基準表(倒壊等著しく保安上危険)

区分	項目	調査項目	特定空家等の判断基準	方法	該当	特定空家等判定	
1 門、建築物等、屋外階段等、立木	(1)建築物 建築物本体	建築物状態	1/20超の傾斜	下げ振り		<input type="checkbox"/> 該当	
		(1)建築物 屋根、外装材	屋根全体又は外装材状態	倒壊のおそれがあるほどの著しい屋根全体の変形又は外装材の剥落若しくは脱落	目視		<input type="checkbox"/> 該当
	(1)建築物 構造部材(基礎、土台)	基礎破損	ひび割れ(幅0.3mm以上)が5箇所以上又は基礎を分断する亀裂、変形若しくは破損	クラックスケール			<input type="checkbox"/> 該当
		基礎と土台ずれ	基礎幅より土台等がはみ出す程のずれ、脱落又は遊離(浮き)	目視			
		土台の蟻害、破損	構造体の著しい断面欠損(断面過半)又は緊結金物(アンカーボルト類)の腐食	目視			
	(1)建築物 構造部材(柱、梁、筋かい)	柱・梁・筋かい破損(2箇所以上)	ひび割れ(幅0.3mm以上)が5箇所以上又は部材を分断する亀裂、変形若しくは破損	クラックスケール			<input type="checkbox"/> 該当
		柱・梁仕口ずれ(2箇所以上)	仕口に隙間が開く程のずれ、又は仕口めり込み若しくはたわみ	目視			
		柱・梁の蟻害、破損	構造体の著しい断面欠損(断面過半)	目視			
	(2)門、塀、屋外階段等	建付状態	倒壊のおそれがあるほどの著しい傾斜	目視			<input type="checkbox"/> 該当
		構造部材状態	ひび割れ(幅0.3mm以上)が5箇所以上又は部材を分断する亀裂、変形若しくは破損	クラックスケール			<input type="checkbox"/> 該当
(3)立木	立木状態	倒壊のおそれがあるほどの著しい傾斜	目視			<input type="checkbox"/> 該当	
	幹状態	倒壊のおそれがあるほどの著しい幹の腐朽	目視			<input type="checkbox"/> 該当	
2 擁壁の崩壊	擁壁	擁壁状態	擁壁の一部崩壊又は土砂流出	目視		<input type="checkbox"/> 該当	
3 部材等の落下	外装材、屋根ふき材、手すり材、看板、雨樋、設備機器、屋上水槽等	部材状態	剥落又は脱落	目視		<input type="checkbox"/> 該当	
			剥落又は脱落による落下のおそれがあるほどの著しい破損	目視		<input type="checkbox"/> 該当	
	支持部材状態	破損、腐食等	目視		<input type="checkbox"/> 該当		
	軒、バルコニーその他の突出物	突出物状態	脱落	目視		<input type="checkbox"/> 該当	
			落下のおそれがあるほどの突出物の傾き	目視		<input type="checkbox"/> 該当	
	支持部材状態	破損、腐朽等	目視		<input type="checkbox"/> 該当		
	立木の枝	立木状態	大枝の脱落	目視		<input type="checkbox"/> 該当	
			落下のおそれがあるほどの上部大枝の折れ又は腐朽	目視		<input type="checkbox"/> 該当	
4 部材等の飛散	屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等	部材状態	剥落又は脱落	目視		<input type="checkbox"/> 該当	
			剥落又は脱落による飛散のおそれがあるほどの著しい破損	目視		<input type="checkbox"/> 該当	
	支持部材状態	破損、腐食等	目視		<input type="checkbox"/> 該当		
	立木の枝	立木状態	隣地等への大枝の飛散	目視		<input type="checkbox"/> 該当	
			隣地等への飛散のおそれがあるほどの大枝の折れ又は腐朽	目視		<input type="checkbox"/> 該当	
	ごみ等	ごみ等状態	隣地等への飛散	目視		<input type="checkbox"/> 該当	
隣地等への飛散のおそれがあるほどの著しい散乱又は山積			目視		<input type="checkbox"/> 該当		

特定空家等判断基準表(衛生上有害等)

区分	原因	状況	特定空家等の判断基準	該当	条件	該当	特定空家等判定	
1 衛生上有害	石綿	石綿の飛散	石綿飛散の可能性が高い吹付け石綿の露出又は石綿使用部材の破損等		目で見えるアスベスト建材(第2版)国土交通省のレベル1に該当するものであること		<input type="checkbox"/> 該当	
	汚水等	汚水等の流出	排水設備(浄化槽、側溝を含む)からの汚水等の隣地への流出		排水溝や側溝、浄化槽が詰まっていること		<input type="checkbox"/> 該当	
			汚水等の流出のおそれがあるほどの著しい排水設備の破損等		排水溝や側溝、浄化槽が詰まっていること		<input type="checkbox"/> 該当	
	害虫等	害虫等の発生	敷地等からの著しく多数の蚊、ねずみ等の害虫等の発生		空家等が発生元であること		<input type="checkbox"/> 該当	
			著しく多数の害虫等の発生のおそれがあるほどの常態的な水たまり、多量の腐敗したごみ等		空家等が発生元であること		<input type="checkbox"/> 該当	
	動物	動物の糞尿等	敷地等の著しい量の動物の糞尿等		空家等が動物の巣であり、棲みついていること		<input type="checkbox"/> 該当	
著しい量の糞尿等のおそれがあるほどの常態的な動物の棲みつ				空家等が動物の巣であり、棲みついていること		<input type="checkbox"/> 該当		
2 景観悪化	屋根、外装材、看板等	屋根ふき材、外装材、看板等の破損等による景観悪化	屋根ふき材、外装材、看板等の著しいさび、破損又は汚損		敷地外から見えるものであること		<input type="checkbox"/> 該当	
	ごみ等	ごみ等による景観悪化	著しく散乱し、又は山積みした敷地等のごみ等				<input type="checkbox"/> 該当	
3 周辺の生活環境の保全への影響	汚水 動物 ごみ等	悪臭の発生	排水設備(浄化槽、側溝を含む)からの汚水等の流出による悪臭		臭いの発生源が汚水であること		<input type="checkbox"/> 該当	
			悪臭の発生のおそれがあるほどの著しい排水設備の破損等		臭いの発生源が汚水であること		<input type="checkbox"/> 該当	
			動物の糞尿等又は腐敗したごみ等による悪臭の発生		糞尿又はごみが臭いの発生源であること		<input type="checkbox"/> 該当	
			悪臭の発生のおそれがあるほどの著しい動物の糞尿等又は多量の腐敗したごみ等		糞尿又はごみが臭いの発生源であること		<input type="checkbox"/> 該当	
	開口部	不法侵入の発生	不法侵入の形跡					<input type="checkbox"/> 該当
			不特定の者が容易に侵入できるほどの著しい開口部等の破損、未施錠					<input type="checkbox"/> 該当
	立木等	接触等の発生	周囲の建築物、歩行者等への接触等のおそれがあるほどの著しい立木の枝又は繁茂した雑草等のはみ出し		周辺が森、林等でないこと		<input type="checkbox"/> 該当	
	動物等	騒音の発生	著しい頻度又は音量の鳴き声等を発生する動物等の敷地等への棲みつ(通常の声で会話ができない程度)		周辺が森、林等でないこと		<input type="checkbox"/> 該当	
動物等	侵入等の発生	周辺への侵入等が認められる動物等の敷地への棲みつ		発生の元を特定できること		<input type="checkbox"/> 該当		

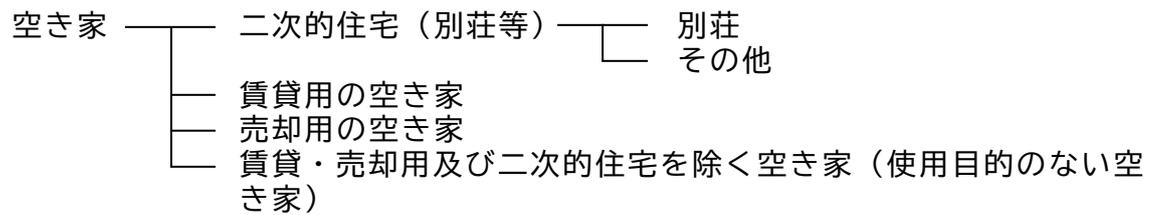
○総務省住宅・土地統計調査

5年に一度実施される総務省住宅・土地統計調査（以下「住宅土地統計調査」といいます。）の結果は以下のとおりです。令和5年調査による本市の状況は、5年前に比べ、空き家数は260戸増加し、空き家率は0.55%の増加となっています。一方、調査において腐朽、破損ありの空き家とされた「管理不適切空き家」の数については、2,480戸の減少となっています。

（住宅土地統計調査の結果）

（住宅土地統計調査）	平成25年	平成30年	令和5年	増減 (H30～R5)
総住宅数	139,560戸	141,430戸	138,660戸	-2,770戸
空き家数	22,830戸	26,230戸	26,490戸	260戸
うち、別荘等、賃貸、売却用（A）	10,970戸	12,690戸	11,340戸	-1,350戸
うち、使用目的のない空き家 (B)	11,860戸	13,540戸	15,150戸	1,610戸
腐朽、破損ありの空き家数（C）	9,210戸	8,770戸	6,290戸	-2,480戸
空き家率	16.36%	18.55%	19.10%	0.55%
指標1 腐朽、破損ありの空き家率 （ C / 総住宅数 ）	6.60%	6.20%	4.54%	-1.66%
指標2 活用容易空き家率 （ A / 空き家数 ）	48.05%	48.38%	42.81%	-5.57%

(参考) 住宅土地統計調査による空き家の種類



二次的住宅（別荘等）

別 荘 … 週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅

その他 … ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅

賃貸用の空き家 … 新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅

売却用の空き家 … 新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅

賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家（使用目的のない空き家） … 上記以外の方が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など（空き家の種類の判断が困難な住宅を含む。）